

高知県内水面漁場管理保全計画 (全体計画概要書)

～地域振興に向けた全 25 策の提言～

平成 24 年 3 月
高知県水産振興部漁業振興課

計画の基本目標

高知県全体の自然環境、社会環境の現状を整理したうえで、各河川の水産振興等に共通する問題点・課題を抽出し、これらを解決するための環境改善、漁場管理・保全等の推進に関する実効性の高い対策を提言する。これにより、高知県全体における内水面漁業を活性化し、地域振興の一助とする。

基本方針 1：水産資源を守り、増やす

①アユ産卵環境の整備

- 瀬、淵、砂州等の再生技術を活用したアユの産卵場の恒久的な維持対策の実施。



②アユ親魚の保護

- 漁期を 9 月 30 日までとする。
- 漁期の延長は、各漁協間および関係部局との合意の上、決定する。
- 漁期を延長した場合は、産卵域のほぼ全域を保護区とする。

③テナガエビ類の保護・増殖

- 漁法制限を行う（例えばコロバシの個数の制限）。
- 禁漁区（保護区）を設定する。
- 産卵盛期（7 月）を禁漁とする。
- 小型個体の捕獲を禁じる。
- 種苗生産技術を確立し、種苗放流を行う。
- 漁業権を設定し、保護・増殖を図る。



④アマゴの自然繁殖の促進とゾーニング管理

- アマゴの産卵場整備を推進する。
- アマゴの保護と利用の両立を目指した「ゾーニング管理」を実施する。
- 「溪流魚保護利用検討部会」等の組織を構築し、組織的な取り組みを推進する。



⑤ウナギの生息実態の把握と資源保護

- 各河川におけるウナギの生息実態に関する調査、研究を推進する。
- 漁業権が設定されている河川の河口周辺域でのシラスウナギの採捕禁止。
- シラスウナギ漁の漁期を短縮する。
- 河川域での成ウナギの漁期を短縮する。(禁漁期間の設定；例えば産卵のための降河期)
- ウナギ漁の漁法制限の実施。(使用筒数の制限等)
- ウナギの漁獲禁止の全長制限の大型化。(現行全長 21cm 以下漁獲禁止→例えば 35cm 以下に制限)
- 魚道が設置されていないダムのダム湖やその上流域への放流禁止。(ダム湖上流域等へ放流された個体は再生産に寄与しない可能性が高い)
- 生息環境を改善する。



⑥オオクチバスの増殖抑制

- 新たな外来魚の侵入を防止するための予防措置を強化する。
- 外来魚の稚魚～成魚を捕獲除去する。
- オオクチバスの産着卵を除去する。
- オオクチバスのリリース（再放流）を禁じる。
- 「外来魚対策検討部会」等の組織を構築し、県内で横断的な対策を検討する。



⑦漁獲量の継続的把握

- 高知県内の全漁協に対し、漁獲量の把握の徹底を促す。
- 適正な漁獲量が把握できるよう、統一的な集計手法等の研究、開発を進める。

基本方針 2：漁場を効果的かつ効率的に使う

⑧減水区間における漁場価値の向上

- 減水区間での維持流量を最大限まで増大するとともに、内水面漁業に配慮した運用を行う。

⑨ダム湖に生息する水産資源の利用

- 陸封アユの生息状況も含め、各ダム湖内に生息する魚介類に関する情報を収集する。
- サツキマス、コイ・フナ類等のダム湖に生息する魚介類の水産利用を促進する。

⑩コイの水産利用の促進

- コイを用いた伝統料理の普及や新たな商品開発等の利用法も含め検討する
- コイ漁やコイ料理を後代に継承してゆくための活動や、コイの水産利用を広めるための啓発活動を促進する。

- 「コイ科魚類利用促進検討部会」等の組織を構築し、そこにおいてコイの他、ナマズ、オイカワ、ウグイ等も含めた未利用資源の水産利用の促進に向けた多面的かつ組織的な取り組みを促進する。



基本方針 3：環境を改善し、魅力ある漁場を創る

⑪ 渇水期流量の確保

- 瀬切れの発生時に緊急的な渇水調整等を行う。
- 森林整備により、流域内の水土保持機能を高める

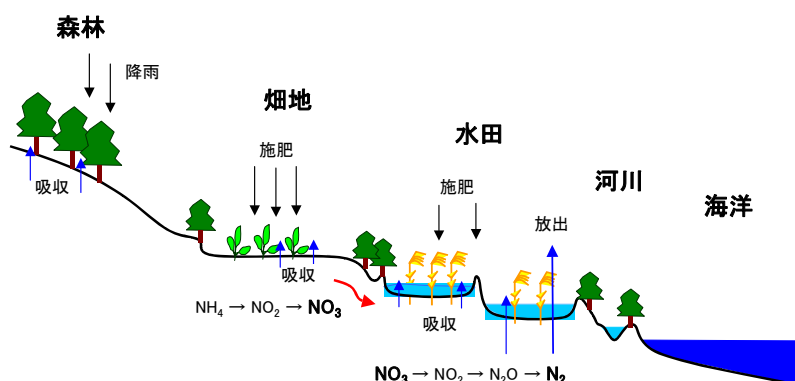


⑫ 二級河川における流量観測体制の強化

- 赤野川での河川水位・流量の観測を実施する。
- 野根川、西の川、羽根川、安芸川、新荘川での河川流量の観測体制を構築する。

⑬ 河川への窒素、リン負荷の削減（富栄養化の抑制）

- 環境保全型農業の推進を図る。
- 健全な維持管理により水田の公益的機能を向上させる。
- 三次（窒素、リン）処理可能な浄化施設を広く普及させる。



⑭ 二級河川における水質監視体制の強化

- 西の川、赤野川での環境基準点の設置と、そこでの総窒素、総リンを含めた定期的な水質測定を実施する。
- 野根川、羽根川、奈半利川、安田川、伊尾木川、安芸川での環境基準点における水質測定項目に総窒素、総リンを追加する。

⑮ 植林の管理および自然林の保全

- 適切な間伐を実施し、下層植生が生育できるよう林内環境を整える。
- 林道や作業道の路網整備に当たっては山を荒らさない計画、整備を実施する。
- 木材生産に適していない人工林については自然林化を図る。
- 県全体の森林の再編成を計画的に進め、森林資源の量や質、公益的機能の向上を図る。
- 種子供給源となる既存の自然林は可能な限り保全する。
- ニホンジカの個体数管理に向けた専門機関を創設する。



林道から発生する濁水

⑯ 河畔林の造成および構成樹種の転換、ツルヨシの繁茂抑制

- スギ・ヒノキの河畔林は、可能な限り広葉樹林へと転換する。
- 河畔での植栽樹種は、周辺の良い河畔林から複数種を選定する。
- 裸地部の緑化にあたっては、高木の広葉樹の稚樹と併せて周辺の草本や低木の播種または苗の植栽を行い、早期緑化を図る。
- ツルヨシの繁茂抑制に向けた植林地の管理や造成裸地からの土砂流入の抑制等の総合的な取り組みを推進する。

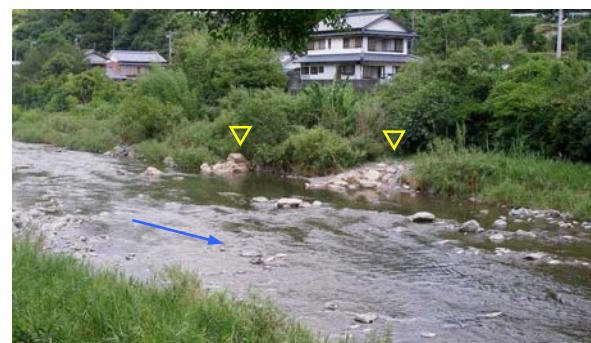


河畔を植林が占める区間

下層植生が未発達の場合、土砂や濁水が流入しやすくなる

⑰ 自然に近い河床形態の復元

- 分散型落差工による自然に近い河床形態への復元を促進する。
- 水制工等を応用した治水および環境改善対策を推進する。
- 分散型落差工等の応用による漁場再生を促進させる。



2008年夏季に確認された水制域内でのアマゴの集合現象

事例：安田川に施工された2基の水制(▽印)とその前面に創出した淵福留ほか(2010)より転写

⑱ 河川工事等の実施に際しての原状回復と河川生物への影響軽減

- 河川工事の実施に際しては、自然に形成された河床形態をよく見極めた上で、その構造を破壊しないよう注意する。
- 自然に形成された河床形態を破壊した場合は、掘り起こした石材等を用い、工事の途上で原状回復する。
- 原状回復に当たっては、みお筋を形成する等、魚介類の生息環境の改善に向けた対策を積極的に行う。
- 工事の実施前、または設計時や施工計画策定時に改変予定区間の現状地形、河床形態の特性等を把握し、保全すべき構造や破壊した場合の復元方針等を検討しておく。
- 河川工事の実施時期や施工方法については、生息する魚介類の移動時期や移動経路等を把握した上で、工事の影響(水路の締め切り等)を最小限とするよう対策を講じる。

⑱魚介類の移動に配慮した魚道の補修、改善、改築等

- 河川横断工作物等の所有者又は占有者はその責務として、魚介類が円滑に移動できるよう対策を講じる。
- 破損している魚道は、補修等の対策を早急に講じる。



⑳優先度に応じた計画的、組織的な横断構造物の補修、改善等

- 魚介類の移動障害となっている施設に対しては、多様な側面からその優先度を検討した上で、順次、計画的に改善・改良を進めて行く。
- 「魚道等改良検討部会」等の組織を結成し、効果的な改善手法の検討も含め、組織的、計画的に補修、改善等を実行する。

基本方針 4：川を活用し、地域振興の可能性を広げる

㉑水産資源換金システムの構築

- 水産資源を集荷し、流域内の集客施設などで販売するルートを確認する。
- 近傍の河川との共同流通拠点を整備する。
- 水産資源の加工や保存技術等を導入し、市場へ安定供給できるシステムを構築する。
- 「土佐の天然アユ」等の知名度の向上を図る。



食文化を代表するアユ

㉒観光利用の活発化

- 遊漁や伝統漁法を活用した観光産業を活発化させる。
- 観光利用促進に向けた広報戦略の立案を立案する。
- 流域内外から訪れる釣り客などのニーズを把握し、親水空間の再整備を検討する。
- 複数の流域が一体となった滞在型のレクリエーションプログラムを構築する。

㉓流域保全のための環境活動の推進

- 流域保全の啓発意識を促すために、各流域において森林整備活動、清掃行事の開催、魚道等の維持管理活動、グリーンツーリズムなどを実施する。
- 家庭雑排水の排出抑制や、川にゴミを捨てないこと、釣り客のマナー向上等の啓発活動を活発化させる。



漁協による植樹活動

㉔川を利用した環境教育の実施

- 伝統的な漁法等を若年層に引き継ぎ、あわせて各流域の環境保全の重要性を伝える。
- 子供を対象とした河川の生き物学習や内水面漁業の体験機会等の活動を推進する。
- 流域内の学校給食での水産資源の活用等により、魚食の普及および食育を推進する。

㉕漁協組織の再構築

- 漁協経営の効率化や農協等の他団体との連携強化などについて県や流域町村を交えて検討する場の創出を図る。
- 伝統漁法の継承等、将来を担う人材の確保育成、河川に関する情報発信などの取り組みを推進する。

